

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
5	財産及び債務の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1. 財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。	1. 財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。				全
		2. 共通する基金は、整理・統合を図るものとする。	2. 共通する基金は、整理・統合を図るものとする。				全
6	議会議員の定数及び任期の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	<u>1. 野尻町の議会の議員については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第9条第1項第2号の規定を適用し、小林市議会議員の残任期間に限り在任するものとする。</u>	<u>1. 議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え35人とする。</u> なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により、高原町の区域を選挙区とする増員選挙(定数6)及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙(定数5)を実施するものとする。			調整内容中「小林市の議会議員定数24人に、高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え35人とし、増員選挙を実施する。(定数特例)」を「野尻町の議会の議員については、小林市議会議員の残任期間に限り残任するものとする。(在任特例)」に変更する。	2
		<u>2. 合併後、最初に行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定を適用せず、議会議員の定数は22名とする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。</u>	<u>2. 合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併新法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。</u>			調整内容中「定数は26人以内」を「定数は22人」に変更する。	
		3. 議場、委員会室等については、合併までに調整する。	3. 議場、委員会室等については、合併までに調整する。				2
		<u>4. 在任特例期間中の野尻町議会の議員の報酬については、現行の野尻町の報酬額(200,000円)とする。</u>	<u>4. 議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。</u>			調整内容中「合併までに定める。」を「現行の野尻町の報酬額20万円とする。」に変更する。	
		5. 政務調査費の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。	5. 政務調査費の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。				6
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 第7回(H20.9.25)	1. 野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。	1. <u>高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。</u>			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2